

## 第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されてから、平成26年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,426件である。このうち、終結しているのは1,387件である（表1-3-1）。

平成26年度に審査会等が受け付けた事件は40件であり、これに前年度から繰り越された41件を加えた計81件が26年度に係属した。このうち、42件が26年度中に終結し、残り39件は翌年度に繰り越された（26年度に係属した81件の概要については付録2（135ページ）参照）。

### 第1節 公害紛争の申請状況

#### 1 申請の件数

##### (1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成26年度に受け付けた事件は、あっせん事件1件、調停事件39件である（表1-3-1）。

##### (2) 都道府県別受付件数

平成26年度に受け付けた40件について都道府県別に見ると、埼玉県及び大阪府が各7件、京都府が4件、東京都、神奈川県及び三重県が各2件、宮城県、千葉県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県及び沖縄県が各1件であった。

なお、平成26年度末までに審査会等に係属した事件を都道府県別に見ると、東京都の214件が最も多く、次いで大阪府が203件、愛知県が85件、埼玉県及び千葉県が各79件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

#### 2 申請の内容

##### (1) 公害の種類

平成26年度に受け付けたあっせん及び調停事件40件について、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に定める公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害。以下「典型7公害」という。）の種類別に見ると、騒音に関するものが23件、振動に関するものが13件、悪臭に関するものが9件、地盤沈下に関するものが5件、水質汚濁に関するものが4件、大気汚染及び土壌汚染に関するものが各3件となっている（重複集計）。

なお、平成26年度末までに審査会等に係属したあっせん、調停及び仲裁事件について、申請人が主張している典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.1種類の間で推移している（表1-3-3）。

また、近年、日照阻害、眺望阻害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

## (2) 被害の態様

平成26年度に受け付けたあっせん及び調停事件40件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が35件、法人が5件となっている。また、申請人が個人となっているものについて、その人数別を見ると、10人未満のものが33件、10人以上100人未満のものが1件、100人以上1000人未満のものが1件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、健康被害を訴えるものが22件、財産被害を訴えるもの及び感覚的・心理的被害を訴えるものが各15件、動物の被害を訴えるものが1件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成26年度に受け付けた調停事件39件のうち、6件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

## (3) 発生源の態様

平成26年度に受け付けたあっせん及び調停事件40件について、発生源側の当事者を見ると、民間企業のみが当事者となっているものが19件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが5件、両者が当事者となっているものが3件、その他が13件となっている（表1-3-7）。

次に、平成26年度に受け付けたあっせん及び調停事件40件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、建築・土木関係が11件、製造・加工関係が7件、廃棄物・下水等処理関係が5件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が4件、畜産関係及び製錬・採石関係が各1件、その他が11件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる（表1-3-8）。

## (4) 請求事項

平成26年度に受け付けたあっせん及び調停事件40件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが21件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが14件、金銭支払を求めるものが3件、その他が2件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法の改善を求めるものが22件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが6件、操業停止・移転を求めるものが4件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが1件、その他が2件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成26年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている（表1-3-9）。

表1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度 末係属 件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務 履行 勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	34	0	34	0	0	37	11	21	4	1	32
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	41
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	39
計	1,426	37	1,371	4	14	1,387	573	625	158	31	

(注) 1 昭和45年・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。  
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。  
 4 平成25年度年次報告作成後に都道府県公害審査会等から報告があり、平成25年度の終結件数が変更されている。

表 1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	18	東京都	214	滋賀県	34	香川県	10
青森県	6	神奈川県	70	京都府	54	愛媛県	7
岩手県	4	新潟県	13	大阪府	203	高知県	16
宮城県	18	富山県	9	兵庫県	45	福岡県	20
秋田県	9	石川県	11	奈良県	23	佐賀県	5
山形県	7	福井県	7	和歌山県	20	長崎県	13
福島県	6	山梨県	9	鳥取県	8	熊本県	32
茨城県	10	長野県	36	島根県	13	大分県	5
栃木県	14	岐阜県	16	岡山県	14	宮崎県	5
群馬県	31	静岡県	22	広島県	39	鹿児島県	7
埼玉県	79	愛知県	85	山口県	4	沖縄県	14
千葉県	79	三重県	58	徳島県	4	計	1,426

(注) 集計対象期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日である。

表1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数  
 (あっせん、調停、仲裁)  
 (単位：件) (重複集計)

公害の種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1件当たりの公害の種類
		重複集計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24	34	56	6	0	3	23	17	1	6	1.6
25	39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
26	40	60	3	4	3	23	13	5	9	1.5
計	1,412	2,700	495	274	144	925	505	76	281	1.9

(注) 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数  
 (あつせん、調停、仲裁)  
 (単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2～9 人	10～49 人	50～99 人	100～ 999人	1,000 人以上	
昭和									
45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7
24	34	31 (3)	19	10	2	0	0	0	3
25	39	35 (2)	23	9	0	2	1	0	4
26	40	35 (4)	24	9	1	0	1	0	5
計	1,412	1,314 (91)	428	455	203	58	137	33	98

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。  
 2 ( ) 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

表 1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計 〔重複 集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・ 心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	34	58	22	17	0	0	19	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
26	40	55	22	15	1	0	15	2
計	1,412	2,032	569	408	37	44	966	8

(注) 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	34	0	34	0.0
25	39	6	33	15.4
26	39	6	33	15.4
計	1,371	396	975	28.9

（注） 昭和 45・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。



表 1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数  
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共 団体、公団等	民間企業と 国、地方公共 団体、公団等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	34	20	4	3	7
25	39	23	10	3	3
26	40	19	5	3	13
計	1,412	834	311	121	146

(注) 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	34	9	7	0	1	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
26	40	7	11	5	4	1	1	11
計	1,412	376	195	164	194	37	26	420

(注) 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数  
(あっせん、調停)  
(単位：件)

請求 事項  年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数						
						合計 ①+②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他	
昭和												
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0	
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0	
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0	
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0	
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0	
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0	
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0	
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0	
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0	
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1	
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0	
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0	
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5	
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7	
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7	
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14	
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10	
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11	
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15	
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8	
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6	
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1	
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2	
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4	
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1	
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2	
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1	
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0	
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3	
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1	
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3	
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1	
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2	
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2	
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2	
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5	
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2	
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3	
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0	
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0	
24	34	7	9	17	1	26	2	7	14	0	3	
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0	
26	40	3	14	21	2	35	4	1	22	6	2	
計	1,408	143	313	896	56	1,209	120	140	582	243	124	

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。  
2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

## 第2節 公害紛争の処理状況

---

### 1 処理状況

#### (1) 終結区分別件数

平成26年度中に審査会等において終結した事件42件について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが13件、調停を打ち切ったものが24件、あっせん又は調停申請を取り下げたものが5件となっている（表1-3-1）。

#### (2) 合意の内容

平成26年度中に成立した調停事件について、どのような内容で合意したかを見ると、13件すべての事件で発生源対策を行うことで合意している。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、施設・作業方法の改善及び計画の変更が10件、操業停止・移転が2件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善が1件となっている（表1-3-10）。

#### (3) 処理に要した期間

平成26年度中に終結したあっせん及び調停事件42件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが3件、3か月を超え6か月以内に終結したものが9件、6か月を超え1年以内に終結したものが15件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが7件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが4件、2年を超えているものが4件となっており、約9割が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.5か月となっている（表1-3-11）。

#### (4) 期日の開催回数

平成26年度中に終結した調停事件41件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが24件、5回から10回のもものが16件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均4.3回となっている。

平成26年度中に成立した調停事件13件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが5件、5回から10回のもものが7件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均5.8回となっている。

平成26年度中に打ち切りとなった調停事件24件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが16件、5回から10回のもものが8件となっており、1事件当たり平均3.8回となっている（表1-3-12）。

### 2 調停が成立した事件の例

平成26年度中に成立した調停事件13件のうち、発生源側である民間企業に対して、騒音の防止等を求めた事件及び悪臭の防止を求めた事件の2件について、一つのモデルケースとして以下に紹介することとする。

#### (1) 東京都平成24年（調）第1号事件

##### （申請の概要）

東京都の住民から、平成24年3月、東京都公害審査会に対して、碎石等を保管する

倉庫を所有する建設会社を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

（請求事項）

- ① 被申請人は、防音壁、防音床面等を敷設置するなどして、搬出入倉庫から発生する騒音を低減すること。
- ② 被申請人は、午前7時頃からの当該倉庫の操業を極力控えること。

（申請の理由）

申請人及び一級障害者である家人は、当該倉庫から発生する騒音により、睡眠不足、血圧・動悸の上昇などの健康被害を受け、疲労困ぱいしているため。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び11回の調停期日の手続を進めた結果、平成26年11月、次の内容の合意が成立した。

- ① 申請人と被申請人は、被申請人施設からの騒音低減措置として、被申請人が次のことを行ったことを相互に確認する。
  - (1) 被申請人は、平成26年8月に被申請人施設に鉄板を敷設した。
  - (2) 被申請人は、大型バックホーに設置するスケルトンバスケット及びブッシュの交換を平成26年10月20日に完了した。
- ② 被申請人は、申請人に対し、被申請人施設からの騒音低減措置として次のことを約する。
  - (1) 被申請人は、被申請人施設における遮音カーテンを本調停条項締結後速やかに設置する。
  - (2) 被申請人は、重機、車両等エンジンを起動する作業は、午前8時以降午後6時までとする。また、重機、車両等を使用しないときは、エンジンを切るように努める。
  - (3) ダンプカーからガラ、残土を降ろした後、アオリを閉じる際には箒を挟むなど、騒音の発生を抑制する。
  - (4) ショベルローダーによる骨材の掬い取り作業は、バスケットを底盤から数センチ浮かせる。
  - (5) 骨材置場の骨材を持ち上げるときは、ブルドーザーの先端部分を静かに地面につけた上でゆっくり操作する。
  - (6) 竹箒の使用時には、水撒きをする。
  - (7) ガラは必ず保管庫に入れる。
  - (8) ガラの積出し時は静音化に注意して積み込む。
  - (9) バックホーによるガラと残土の振り分け作業は、運転操作の静音化に努める。
  - (10) ガラの積出し時は、大きなガラに特に注意して発生音の最小化に努める。
  - (11) 被申請人敷地内において、ダンプの急発進、急停車、ダンプの荷台を揺すって大きな音を出しながら残土を出すことは控えるように指導徹底する。
  - (12) バックホー、ショベルローダーについては、より発生騒音の低い機種が発売されたときは、適当な時期に入れ替える。

- (13) 被申請人は、関係法令等を遵守するように努める。
- ③ 申請人と被申請人は、良好な近隣関係の形成に努めるとともに、前項について不具合等が存在する場合は、双方の協議により円滑に解決するよう努める。
  - ④ 申請人と被申請人は、以上をもって本件申立てについては解決したものとし、本調停書に定めるほかは、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。
  - ⑤ 調停費用は各自の負担とする。

## (2) 福岡県平成25年（調）第1号事件

### (申請の概要)

福岡県の住民から、平成25年4月、福岡県公害審査会に対して、養豚場の経営者を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

### (請求事項)

- ① 被申請人は、養豚場で堆肥製造を行わないこと。
- ② 申請人所有地に隣接する被申請人所有の畑に豚糞堆肥を散布しないこと。
- ③ 養豚場の運営に関し、悪臭の低減に努めること。

### (申請の理由)

被申請人が、養豚場内において豚糞堆肥を製造し、その堆肥を申請人所有地に隣接する畑に投入していることから、申請人所有のアパートに強い悪臭が及んでおり、入居者から苦情が出るなど、申請人のアパート経営にも損害を及ぼしているため。

### (合意の内容)

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び4回の調停期日の手続を進めた結果、平成26年5月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は本件養豚場の操業に伴い発生する臭気による申請人らへの影響を低減するため、冬季の間の豚舎の敷料の配合割合についてルールを定めるとともに、今後、同割合等について試験及び検討を進め、本件養豚場の運営に支障が生じない範囲内において、臭気低減のための改善を継続して実施する。
- ② 被申請人は被申請人所有の畑における農作物の栽培に伴う臭気の発生を防ぐため、未発酵の堆肥を投入しないなど、本件畑に散布する堆肥の状態や散布の方法に配慮する。
- ③ 被申請人は、本件養豚場及び本件畑の操業等に伴い悪臭防止法令に違反するなど、周辺住民の生活環境を損なうような臭気が発生した場合には、速やかに当該臭気の低減を図り、また、申請人から説明を求められた場合には、誠実に対応する。
- ④ 当事者双方は本調停により本件紛争は円満に解決したことを認め、今後は相互に協力し、良好な近隣関係の維持に努めるものとする。ただし、前項に定める臭気が発生した場合はこの限りではない。
- ⑤ 本件手続に要した費用は各自の負担とする。

表 1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合計	金銭支払	金銭支払及び 発生源対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合計 ①+②	操業停止・移 転	操業停止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善及び 計画の 変更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
26	13	0	0	13	0	13	2	1	10
計	573	82	74	383	34	457	51	43	363

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

表 1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別最終結件数

(単位：件)

処理 期間 年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年以内	2 年 を 超 え る	平 均
								処 理 期 間
昭和								か月
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13.7
23	34	4	6	11	7	3	3	17.7
24	37	6	8	11	6	2	4	18.9
25	30	2	7	14	2	2	3	10.6
26	42	3	9	15	7	4	4	11.7
計	1,387	139	225	431	266	110	216	15.5

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 平成 25 年度年次報告作成後に都道府県公害審査会等から報告があり、平成 25 年度の最終結件数が変更されている。



表 1-3-12 平成 26 年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催  
回数別終結件数 (調停)

(単位：件)

期日開催 回数 区分		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均 (回)
		終 結	41	2	10	12	11	1	4
成 立	13	0	1	4	5	0	2	1	5.8
打 切 り	24	1	8	7	5	1	2	0	3.8
取 下 げ	4	1	1	1	1	0	0	0	2.5